

扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議の開催について

〔 令和 6 年 2 月 〇 日 〕
〔 関係府省申合せ案 〕

1 「令和 6 年度税制改正の大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、扶養控除の見直しについて令和 7 年度税制改正において結論を得る前提として、扶養控除の見直しにより各府省の所管制度等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように、各府省庁において影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、適切な対応を行う等の必要があり、それらの状況等を確認することとされたことから、扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副 議 長	総務省自治税務局長 財務省主税局長
構 成 員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府大臣官房政策立案総括審議官 こども家庭庁長官官房長 文部科学省大臣官房総括審議官 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 国土交通省政策統括官

3 会議の下に、扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4 会議及び幹事会の庶務は、総務省、財務省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議幹事会の構成員の官職の指定について

〔令和 6 年 2 月 〇 日
扶養控除見直しの影響への対応に
係る関係府省会議議長決定案〕

扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議の開催について（令和 6 年 2 月 日関係府省申合せ）第 3 項の規定に基づき、扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議幹事会の構成員の官職を以下のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副 議 長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
構 成 員	総務省自治税務局市町村税課長
	財務省主税局税制第一課長
	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）（総務省担当）
	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）（財務担当）
	内閣府大臣官房企画調整課長
	こども家庭庁長官官房参事官（会計担当）
	文部科学省大臣官房政策課長
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付参事官（総合政策統括担当）	
国土交通省大臣官房参事官（税制）	

令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)(抄)

II 扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分(国税38万円、地方税33万円)に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分(国税25万円、地方税12万円)を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

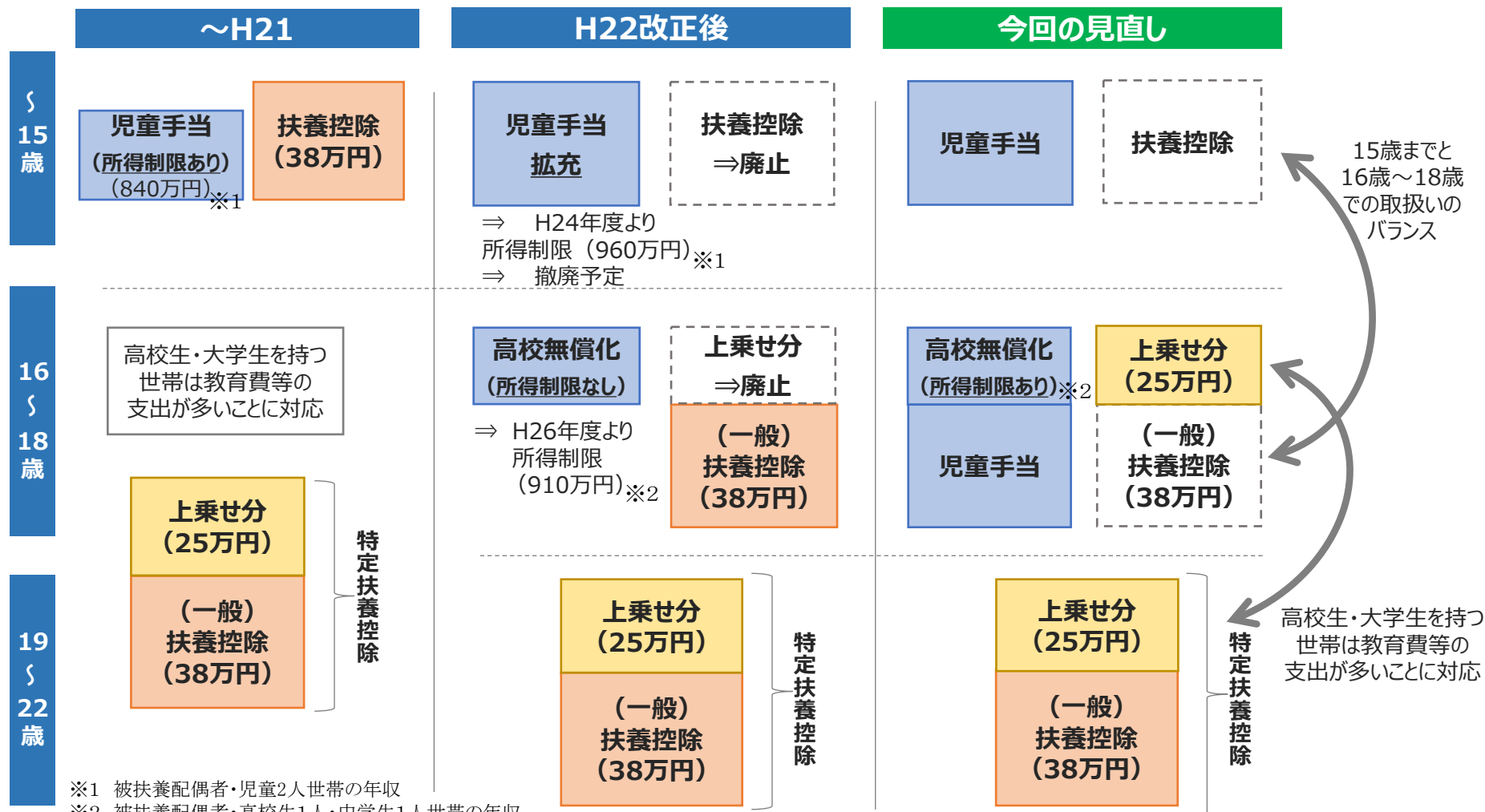
また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

「扶養控除」の見直しのイメージ

〔令和7年度税制改正において結論を得る〕

- 16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元する。
- 高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図る。

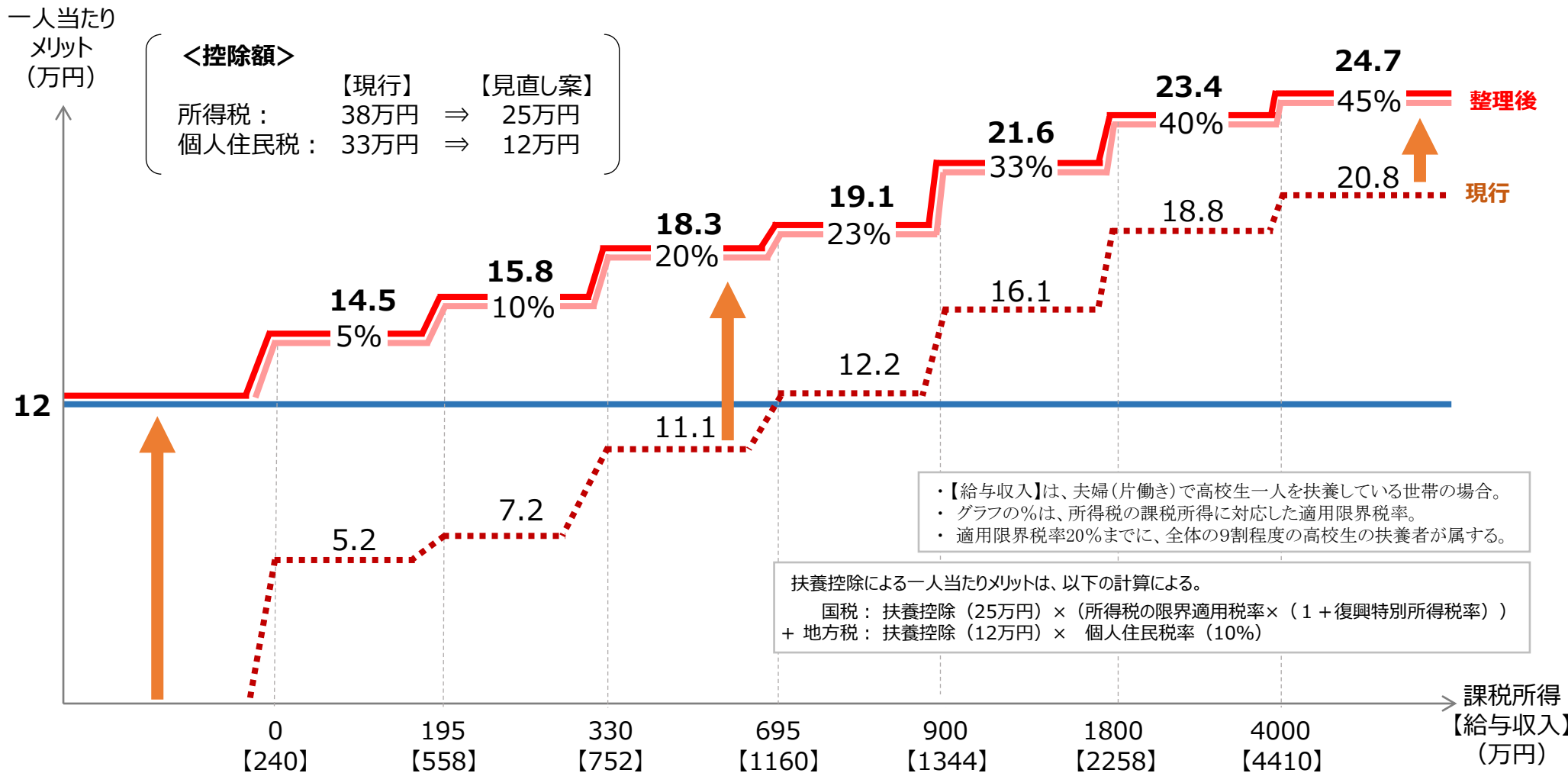


※1 被扶養配偶者・児童2人世帯の年収

※2 被扶養配偶者・高校生1人・中学生1人世帯の年収

「扶養控除」の見直しのイメージ

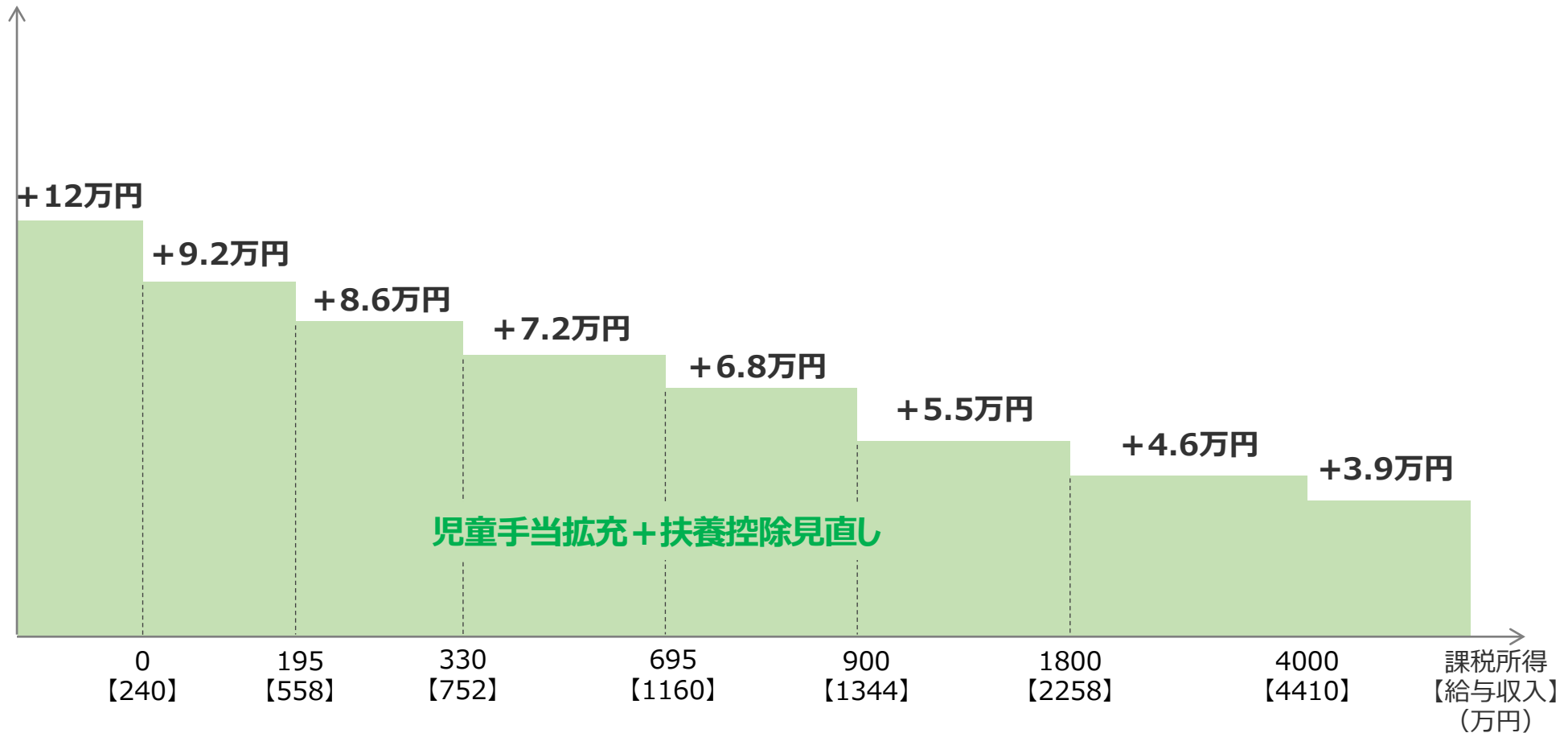
〔令和7年度税制改正において結論を得る〕



児童手当の拡充と扶養控除見直しによる受益のイメージ

〔令和7年度税制改正において結論を得る〕

受益



注: 税制面での受益の金額は所得税・復興特別所得税・個人住民税の税額ベース。給与収入は夫婦片働き・子1人(高校生)の場合。